

再生可能エネルギー発電事業を検討されている皆さまへ

盛岡市内において、再生可能エネルギー（太陽光（住宅用を除く）、風力、水力、地熱、バイオマス）による発電事業を検討されている場合は、以下に示す項目に留意して事業を進めていただきますようお願いします。示した項目以外にも留意いただく事項がある場合もありますので、事前に盛岡市環境部環境企画課（電話 019-626-3754）にご相談ください。

○事業計画策定ガイドラインの遵守

経済産業省資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン」を遵守し、適切に事業を進めてください。ガイドラインで遵守を求める事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取り消し）に規定する措置が講じられる可能性があります。

また、ガイドラインに記載されている事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものであることに注意してください。詳しくは、資源エネルギー庁ホームページを御覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

【ガイドラインの概要】

○企画・立案段階においては、土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続を十分確認するとともに、地域との良好な関係構築のため、地域住民への説明会を開催するなど、地域住民と適切なコミュニケーションを図るように努めること。

○設計・施工段階においては、関係法令及び条例等の規定に従い、設計・施工を行い、防災、環境保全、景観保全を考慮するとともに、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。

○運用・管理段階においては、関係法令及び条例等の規定に従い、発電設備を運転し、保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。また、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを隨時確認し、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。

○地域活用に関しては、電源として災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されるため、その点を考慮しながら事業計画の準備を進めること。

○撤去及び処分段階においては、発電事業終了時点で必要となる費用の総額を算定したうえで、適切に確保するため、廃棄等費用について、積立て等の計画的な調達・手配を行うよう努めるとともに、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去すること。

○地域との関係構築

発電設備の設置に当っては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化したため、地域住民の理解を得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例なども他都市において見受けられています。

事業計画作成の初期段階から一方的な説明だけではなく、地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実な対応を心がけてください。

【配慮が必要な事項】

- 景観の保全、周辺環境への配慮
- 生活環境への影響（土砂流出、水質保全、騒音、光害など）
- 設備の管理（災害時の対応、苦情への対応、維持管理など）
- 発電事業終了後の対応（撤去時期、撤去方法など）
- 地域への貢献 など

【地域との関係構築手法】

- 地域住民とコミュニケーションを図り、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためにも、積極的に説明会を開催するようお願いします。なお、地域住民からの関係法令等に関する質問等に対応するため、説明会には市の関係部署の職員も出席し、疑義等の解消に努める予定です。
- 地域住民の不安（施工中や稼働中の事故対応、事業終了後の撤去など）を解消する方法として、懸案事項への対応事項に係る協定を締結することも検討してください。
- 市からも積極的に地域住民への周知を行いますので、資料の提供をお願いします。

【お問い合わせ先】 盛岡市環境部環境企画課 環境みらい係 電話 019-626-3754

○自然環境への配慮

1 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業などを行う場合に、あらかじめ、その事業の実施が、周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、県民や県知事・市町村長などの意見を聞きながら環境への影響をできるだけ少なくするための手続の仕組みとして、環境影響評価（環境アセスメント）制度があります。

再生可能エネルギーによる発電事業は対象となる場合がありますので、事前に確認してください。

【例：太陽光発電事業に係る対象規模要件】

○岩手県環境影響評価条例

- ・第1種事業（アセスメント必須）：面積が 50ha 以上
- ・第2種事業（個別にアセスメント要否を判定）：面積が 20ha（※）以上 50ha 未満
(※) 自然公園法等で指定している「特別地域」においては 1ha、「普通地域」においては 10ha

○環境影響評価法

- ・第1種事業：出力 4万 kW 以上
- ・第2種事業：出力 3万 kW 以上 4万 kW 未満

【参考：陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン】

環境影響評価（環境アセスメント）の対象となる陸上風力発電事業を計画する場合、「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」を事前に確認してください。

岩手県 HP：岩手県 - 陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン（県ガイドライン）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozan/hyoka/1074261/1073289.html>

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

電話 019-629-5269

なお、環境アセスメントの対象とならない場合においても自然環境及び歴史的環境の適正な保全を図るために意見を述べることができますので、再生可能エネルギー発電事業の実施に当っては、自主的に環境保全に取り組み、環境への影響を回避、低減しながら、事業を実施していただきますようお願いします。

【環境保全措置の例】

- 希少動植物の生息地や分布域を回避したパネル配置
- 土地の改変や森林の伐採等を最小限に抑えるための工法やパネル配置の検討
- 周囲の景観に配慮したパネル配置の検討
- 残土の適切な処理方法（例：再利用による排出量の削減）の検討 など

【お問い合わせ先】 盛岡市環境部環境企画課 環境みらい係 電話 019-626-3754

2 岩手県自然環境保全条例並びに盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく届出等

自然環境保全地域の普通地区内に基準を超える工作物を新築、改築又は増築する等一定の行為を行う場合は、岩手県知事への届出が必要となります。

また、一定の規模を超える特定の開発行為については、行為着手の 60 日前までに、岩手県知事への届出が必要となります。

市域の自然環境保全地域：区界高原（550ha（宮古市域分を含む））

岩手県自然環境保全条例で定める環境緑地保全地域内に基準を超える工作物を新築、改築又は増築等一定の行為を行う場合は、岩手県知事への届出が必要になります。

また、一定の規模を超える特定の開発行為については、行為着手の 60 日前までに、岩手県知事への届出が必要となります。

市域の環境緑地保全地域：国道4号及び282号沿線の沿道の樹木林（22ha（滝沢市域分含む））

【お問い合わせ先】 岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 電話 019-629-6563

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例で定める環境保護地区内で次に挙げる行為をする場合は、市長への届出が必要になります。

- 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転
- 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 土石類の採取

【お問い合わせ先】 盛岡市環境部環境企画課 環境保全係 電話 019-613-8419

3 岩手県立自然公園条例に基づく許可等

岩手県立自然公園内に工作物を新築、改築又は増築等一定の行為を行う場合は、岩手県知事の許可又は届出が必要になりますので、事前に下記お問い合わせ先へ問い合わせ願います。

市域の県立自然公園：外山早坂高原（9,333ha（岩泉町域分含む））

【お問い合わせ先】 岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 電話 019-629-6563

○野生動植物の保護

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可

鳥獣保護区特別保護地区内において、工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合は、岩手県知事の許可が必要となります。

【お問い合わせ先】 岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 電話 019-629-6563

2 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例関係

事業者には、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、当該環境への負荷の低減に努める義務があります。事業実施に当っては、事業実施想定区域内の希少野生動植物の生息状況等について事前に調査し、それらに与える影響の低減に努めながら事業を進めるようにしてください。

【お問い合わせ先】 岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 電話 019-629-6563

○土壤汚染対策

土壤汚染対策法に基づく届出

一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、工事に着手する 30 日前までに届出が必要になります。

【届出の基準】

土地の形質の変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が 3,000 m²以上の場合

【お問い合わせ先】 盛岡市環境部環境企画課 環境保全係 電話 019-613-8419

（盛岡市域を超える場合は盛岡市のほか、岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 電話 019-629-6563 等、区域を管轄する保健福祉環境センターへの相談が必要となります。）

○文化財の保護

文化財保護法に基づく許可等

工事内容及び発電設備等の設置場所によっては、文化財保護法により届出等の手続きが必要となり、発掘調査期間及び費用負担が生じる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地（※）の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出及び範囲外で工事中に遺跡を発見した場合の届出等（※盛岡市遺跡地図による。ただし、1,000 m²以上の開発については地図の記載の有無にかかわらず現地を確認します。また、包蔵地の隣接地等周辺でも調査する場合があります。）
- (2) 指定された史跡名勝天然記念物、選定された重要文化的景観について、建築・土木工事等により現状変更を行う場合又はその保存に影響が及ぶ場合の許可等

【お問い合わせ先】

(1)について 盛岡市遺跡の学び館 電話 019-635-6600

(2)について 盛岡市教育委員会事務局歴史文化課 電話 019-639-9067

○景観への配慮

景観法及び盛岡市景観条例に基づく届出・制限

風力発電設備や太陽光発電設備については、良好な景観の形成のために、景観法及び盛岡市景観条例に基づいて、届出が必要な場合や設備の設置が制限される場合がありますので、事前に相談をお願いします。

○届出の基準

【風力発電設備】

最大の高さが 13 メートルを超えるもの。

【太陽光発電設備】

建設面積が 1,000 m²を超えるもの。

○指針及び勧告基準の例

- ・山稜や丘陵地を背景とする地域においては、稜線を保全するよう位置及び規模に配慮すること。
- ・外構部や周辺を緑化すること。
- ・撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。
- ・眺望景観保全地域の眺望領域内において、視点場から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。
- ・歴史景観地域において、景観重要建造物、寺社等の歴史的な建造物から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。
- ・河川景観保全地域に設置される風車の高さは、各河川の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項における勧告基準を準用し、その制限の高さ以下とする。
- ・避けるべき色彩を使用しないこと。

【お問い合わせ先】 盛岡市都市整備部景観政策課 電話 019-601-5541

○開発許可

都市計画法に基づく許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として一定面積以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法に基づく開発行為の許可を要する場合があります。

○太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電設備及びその付属設備が建築基準法に定める建築物でない場合、上記の「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、開発行為の許可を要しません。

○太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設（建築基準法上の建築物）があるとき、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建設を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発行為の許可は不要です。

【許可を要しない開発行為の規模】

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 未満
		市街化調整区域	原則として許可が必要
都市計画区域外		1 ha 未満	

【お問い合わせ先】 盛岡市都市整備部都市計画課 宅地開発係 電話 019-601-2117

○盛土等

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等

盛岡市内全域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）において、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により、一定規模（高さ又は面積）を超える盛土等を行う場合は、許可等の手続が必要となる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

【例：規制対象となる盛土等の規模（宅地造成等工事規制区域の場合）】

○盛土・切土

- ・盛土で、高さが1m超の『崖』ができるもの
- ・切土で、高さが2m超の『崖』ができるもの
- ・盛土と切土を同時にする場合で、高さが2m超の『崖』ができるもの
- ・盛土で高さが2m超となるもの
- ・前記以外の行為で、切土又は盛土をする土地の面積が500m²を超えるもの

※崖とは、「地表面が、水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの」をいいます。

○土石の堆積

- ・最大時に堆積する高さが2メートル超かつ面積が300m²超となるもの
- ・最大時に堆積する面積が500m²超となるもの

【お問い合わせ先】 盛岡市都市整備部都市計画課 都市安全係 電話 019-601-5460

○土地利用

国土利用計画法に基づく届出

一定規模面積以上の土地を購入した方は、国土利用計画法に基づく届出が必要となります。土地の売買契約を結んだ日から2週間以内に届け出てください。

【届出が必要な面積】

- 市街化区域：2,000 平方メートル以上
- 市街化区域を除く都市計画区域：5,000 平方メートル以上
- その他の区域：10,000 平方メートル以上

【お問い合わせ先】 盛岡市市長公室企画調整課 計画経営係 電話 019-613-8394

○その他

1 林地開発が伴う場合

1 ha を超える森林の開発※（土取り、草地・畑地造成、資材置場、宅地等々）をしようとする場合は、事前に知事の許可を受ける必要があります。

※太陽光発電設備を設置する場合、その面積が 0.5ha を超えるものは許可が必要になります。

《参考》岩手県 HP 林地開発許可制度

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozan/rinchikaihatu/1008409.html>

【お問い合わせ先】 岩手県盛岡広域振興局林務部森林保全課 電話 019-629-6616、6622

2 農地転用が必要な場合

【お問い合わせ先】 盛岡市農業委員会事務局 電話 019-601-5072

3 農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）が必要な場合

【お問い合わせ先】 盛岡市農林部農政課農政企画係 019-626-7540

4 建築基準法に基づく建築確認等

土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他屋内的用途に供するものは、建築基準法の建築物に該当します。また、発電用風力設備につきましても建築基準法の規制がかかる場合があるほか、附属の建築物を建設する場合も、建築確認申請が必要となる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

【お問い合わせ先】 盛岡市都市整備部建築指導課 指導係 電話 019-639-9054

5 建設リサイクル法に基づく届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第9条第1項の規定に該当する工事を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに建築指導課へ届出を行ってください。

【お問い合わせ先】 盛岡市都市整備部建築指導課 査察係 電話 019-601-3288

6 水道水源保護区域内に発電設備を設置される場合

盛岡市水道水源保護条例において、事業者の責務として、水道水源保護水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水道水源の保護に関する施策に協力することを定めています。有害物質（油脂類、除草剤等）の使用や濁水の流出等、水道水源への影響について判断するため事前に相談をお願いします。

水道水源保護水域は、市が水道水源を保護するために指定した区域（水道水源保護区域）内の河川その他公共の用に供される水域等をいいます。

《参考》盛岡市水道水源保護条例（区域図）について

http://www.morioka-water.jp/about/sui_jore_kuiki.html

【お問い合わせ先】 盛岡市上下水道局浄水課 水質管理センター 電話 019-652-2961

7 地方税法に基づく償却資産（固定資産税）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用の償却資産にも課税されます。太陽光発電設備等の事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告してください。

【お問い合わせ先】 盛岡市財政部資産税課 償却資産係 電話 019-613-8407

【本案内文書全体に関するお問い合わせ先】

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号

盛岡市 環境部 環境企画課 環境みらい係

電話：019-626-3754 E-mail：kankyou@city.morioka.iwate.jp

ホームページ：<http://www.eco-morioka.jp/>（環境部ウェブサイト）

別表1 関係法令等（盛岡市関係）

関係法令等	内 容	担当課	電話
国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等の届出	企画調整課	019-613-8394
公有地の拡大の推進に関する法律	一定面積以上の土地有償譲り渡し等	管財課	019-613-8340
森林法	森林区域における立木の伐採又は土地の形質の変更を行う場合の届出（保安林を除く）	林政課	019-613-8451
農地法	農地転用の許可	農業委員会	019-601-5072
農業振興地域の整備に関する法律	農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外申請）	農政課	019-626-7540
景観法盛岡市景観条例	景観計画に関する相談	景観政策課	019-601-5541
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出	遺跡の学び館	019-635-6600
	史跡名勝天然記念物、重要文化的景観における土木工事等の届出	歴史文化課	019-639-9067
河川法 盛岡市水路条例	河川区域内等における占用等の許可	河川課	019-626-7572
道路法	市道区域内等における占用等の許可	道路管理課	019-613-8541
盛岡市法定外道路条例	法定外道路内における占用等の許可	用地課	019-613-8509
都市計画法	開発行為の許可 ※建築基準法の建築物・工作物に該当しない場合は不要	都市計画課 宅地開発係	019-601-2117
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における一定規模以上の盛土等の許可・届出	都市計画課 都市安全係	019-601-5460
建築基準法	建築物・工作物等の確認申請	建築指導課	019-639-9054
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材の分別解体等、再資源化等に関する届出	建築指導課	019-601-3288
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例	環境保護地区内における工作物建設等の届出のほか市の自然環境の保全に関すること	環境企画課 環境保全係	019-613-8419
騒音規制法	騒音規制地域内における特定建設作業の届出		
振動規制法	振動規制地域内における特定建設作業の届出		
土壤汚染対策法	土地の形質の変更（土地の掘削、造成、切土、盛土等）の面積の合計が 3,000 m ² 以上となる場合の届出		

地方税法	固定資産税（土地・償却資産等）に関する相談	資産税課	土地係 019-613-8409 償却資産係 019-613-8407
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電モジュール等の適正処理に関する相談	廃棄物対策課	019-626-7573
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定	環境企画課	019-626-3754
盛岡市水道水源保護条例	水道水源保護区域内における水質指針値の遵守	浄水課 水質管理センター	019-652-2961

別表2 関係法令等（岩手県関係）

関係法令等	内 容	お問い合わせ先	電話
環境影響評価法、県環境影響評価条例	環境影響評価 (環境アセスメント)	環境生活部環境保全課環境影響評価・土地利用担当	019-629-5269
岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域内や環境緑地保全地域内における工作物の新築等の許可・届出	盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課	019-629-6563
岩手県立自然公園条例	岩手県立自然公園内における工作物の新築等の許可・届出		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における工作物の新築等の許可		
県希少野生動植物の保護に関する条例	事業実施想定区域内の希少野生動植物の生息状況等の調査		
森林法	林地開発の許可	盛岡広域振興局林務部	019-629-6616
	保安林の伐採許可と作業許可		019-629-6615
砂防法	砂防指定地内における開発行為等の許可	砂防災害課	019-629-5921
地すべり等防止法	地すべり防止区域内における開発行為等の許可		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における開発行為等の許可		